

◎新潟県告示第323号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により次のとおり営業の停止を命じた。

令和5年3月24日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 処分をした年月日 令和5年3月15日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名 有限会社星野外構 代表取締役 星野 比彦
- 3 主たる営業所の所在地 新潟県阿賀野市岡山町11番55号
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般一3）第31000号
- 5 処分の内容
  - (1) 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部
  - (2) 停止を命ずる期間 令和5年3月30日から令和5年4月1日までの3日間
- 6 処分の原因となった事実

有限会社星野外構及び同社の代表取締役は、同社の業務に関し、平成30年6月7日、新潟県阿賀野市山口字荒田1580番2付近の空き地において、廃棄物である樹木の枝葉等約156キログラムを焼却したことが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反するとして、令和元年9月10日に新発田簡易裁判所から、同社は罰金100万円、同社の代表取締役は罰金50万円の判決を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当する。